

保存用資料

改正 リース会計基準

リース会計処理

平成 19 年 3 月 30 日付けで、企業会計基準委員会から「リース取引に関する会計基準」が公表されました。従来企業が利用しているリース取引の大部分を占める所有権移転外ファイナンシャル・リース取引については賃貸借処理（経費処理）を認めるとする取り扱いであり、ほとんどの企業が賃貸借処理を適用していました。

ところが、改正後のリース会計基準ではこの取り扱いを廃止し、少額リース・短期リースを除いて売買処理が義務付けられるものとされました。

今回の改正は、公認会計士であるわたし的には当たり前のはなしであります。なぜなら、①リース契約においてリース料をしまらうべき支払義務（リース債務）を負っているのに企業が債務として認識していない（負債として計上されていない）のはおかしい。

②同じ経済的実態に対して異なる会計処理が適用されていることはおかしい → 会社がみずから資金調達を行いその資金で固定資産を取得するのと、リース会社に資金調達を代行してもらいリース料の支払いを通じて資金を返済していくのと実質的に同じである。

ただし、中小企業・個人企業においては従来どおりの賃貸借処理が認められることが想定されているので、今後もリース取引のメリットを享受できると考えます。

リース取引のメリット、デメリットをまとめておきましょう。必要となります。

（メリット）

- ・ 資金調達力をカバーし、銀行の借入枠を温存できる。
- ・ 金利相当額が、中小企業にとっては割安である。保険相当額も一般的に割安である。
- ・ 予算管理がしやすい（将来のキャッシュフローや損益の発生額が予測できる）。
- ・ 事務管理が簡便である。



（デメリット）

- ・ ファイナンスリース取引は中途解約できないため、資産の陳腐化・利用価値がなくなった場合に途中で売却して現金化するといった対応はできない。
- ・ リース会社の利益や維持管理費用相当額がある程度乗っていることにより、リース料総額でみたときには購入の場合よりも割高になっていることが少なくない。（吉田）

編集後記

3月13・14日に Agora 岐阜メンバーによる強化合宿を開催しました。

場所は根尾の薄墨の里、宿泊者はわたしたちのみ、貸し切の露天風呂で冬の澄み切った夜空を眺めながら、ゆっくり語り合うことが出来ました。

（名和）